

一九七〇年代の『季刊教育法』における子どもの人権論

——差別・マイノリティの諸課題に関する研究動向をめぐって——

住 友 剛

論要旨

本稿は一九七〇年代の教育学法系の雑誌『季刊教育法』掲載の論文などを手がかりに、当時の子どもの人権論の研究動向を検討したものである。この時期の子どもの人権論の特徴は次の三点である。第一に、当時の子どもの人権論は、日本国憲法第二六条の解釈を軸とした「国民の学習権」論を土台にして構築されていること。第二に、一九七九年の国際児童年を契機として、あらためて児童憲章（一九五一年）を再評価する動きが起きたこと。第三に、子どもの生活と教育を一体的にとらえる観点から、教育と福祉の両面から子どもの人権保障のあり方を検討しようと試みていること。一方、当時の子どもの人権論には、被差別部落や在日外国人の子ども等、差別・マイノリティの教育課題に対する検討が弱い。また、障害のある子どもの教育については、発達保障論的な観点からの議論が強い。このような当時の子どもの人権論の諸課題がどのように修正されたかについては、今後の検討が必要である。

はじめに — 最近の子どもの人権論関連文献の記述への疑問から —

本稿は一九七〇年代の教育学法系の雑誌『季刊教育法』掲載の論文・記事などの検討をふまえて、この時期における子どもの人権論の研究動向を検討しようと試みたものである。

筆者がなぜこのようなテーマを設定し、検証作業を行おうと考えたのかについて、最近の子どもの人権関連文献、特に教育学法系の文献の内

容紹介も兼ねながら論じておきたい。

まずは一冊目である。喜多明人ほか編『逐条解説』子どもの権利条約（日本評論社、二〇〇九年）は、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に関する比較的新しい概説書である。この本が条約の逐条解説を中心とした概説書であるがゆえに、記述の分量に一定の制約があることは、筆者も承知している。しかし、例えば「1 総論」のうち、「教育分野における条約の実施」の「2 差別の禁止（2条・23条・28条・30条）」では、障害のある子どものインクルーシブ教育、コリアン、アイヌ、沖縄の子ども、先住民の子どもに関する記述はあっても、被差別部落の子どもに関する記述が全くない。

また、実際の逐条解説部分でも、たとえば第二条「差別の禁止」の部分で、国連子どもの権利委員会が日本政府に対して示した第二回総括所見（報告、二〇〇四年）に関して、「女子、障害のある子ども、アメリカン、コリアン、部落、アイヌその他のマイノリティ、移住労働者の子ども、難民・庇護申請者の子どもに対する社会的差別を解消するために、あらゆる必要な積極的措置をとるよう勧告している」とは述べている。¹しかし、そのあとに、被差別部落の子どもの教育課題などに関する記述は、特にない。

続いて二冊目である。姉崎洋一ほか編『ガイドブック教育法』（三省堂、二〇〇九年）は、学校現場などで実践的に活用できることを念頭に置いて作られた教育法制の概説書である。また、この本の編者のうち三人は、『逐条解説』子どもの権利条約の編者とも重なっている。²もちろん、この本も日本国憲法や教育基本法、学校教育法、社会教育法など現行の教育法制の解説や、子どもの権利条約の趣旨等を解説することに重きを置いた本であることは承知している。しかし、やはり『ガイドブック教育法』でも、たとえば「教育の機会均等」の問題にかかわって、障害のある子どものインクルージョンや在日外国人の子どもの就学に関わる記述はあるが、被差別部落の子どものことは特にない。³

ところで、日本国憲法や教育基本法（旧法）が定める「教育の機会均等」の実現と、そのための学校の条件整備及び学校での教育内容の検討、子どもの学校生活のあり方の方の見直しなどは、いずれも長年、同和教育・部落解放教育の名のもとに、多くの教職員・研究者や保護者、教育運動にかかわるさまざまな人々によって取り組まれてきたことである。また、その取り組みのなかで、教科書無償配布制度の実現なども行われてきたことが知られている。⁴この歴史的な経過などをふまえるならば、筆者としては、最近の子どもの人権論関係の文献において、たとえば「教育の機会均等」や「差別の禁止」などを扱った部分に、多少なりとも被差別部落の子どもに関する記述が含まれるべきではないかと考える。

では、このような教育学系の子どもの人権論の研究動向はいつ頃から、どのような過程で形成されてきたのか。このことが、本稿に対する

問題意識である。ただ、教育学の長年にわたる歴史を振り返って検証するには相当な時間と作業量が必要とされる上、本稿だけですべてを論じざることはまずもって無理なことである。

そこで、本稿ではまず、雑誌『季刊教育法』が創刊された一九七一年からの一〇年間という時期に焦点を当て、この時期における子どもの人権論の研究動向をまずはふりかえることにした。その上で、たとえば差別・マイノリティに関する諸課題について、この時期の子どもの人権論がどのように扱ってきたのかを検討し、同時期の部落解放教育論などとの関係について考察を行うこととした。

2. 雑誌『季刊教育法』と一九七〇年代の子どもの人権関連文献リストについて

(1) 『季刊教育法』について

さて、『季刊教育法』は、一九七一年九月創刊の「教育法」を本格的に扱った雑誌(年四回刊行)である。当初、この雑誌は総合労働研究所から刊行されていた。ただ、第四九号(一九八三年)からこの『季刊教育法』などを扱う別の出版社・エイデル研究所が独立し、現在も刊行されている(二〇一一年一月で第一七一号)。また、本稿執筆時点での最新号(第一七一号)の特集は「大阪府『教育基本条例案』の問題点」である。⁵⁾

ちなみに、創刊号(一九七一年九月)の「編集後記」では、この雑誌の創刊・編集にあたって、①教育学と教育学の連携、共同研究という課題意識、②教育学の学問としての整備、体系化、大衆化を求める声の存在、③日本教育法学会発足一周年に際して、「教育学と教育学会の構築」に貢献することをねらう、④当時の教育行政と教職員組合運動との対立関係(佐教組問題、勤評問題、学テ問題など)とさまざまな形での教育裁判の発生(教組対教育行政、学校事故など)、⑤いわゆる「中教審四六答申」(一九七二年の中央教育審議会答申)をめぐる議論の必要性といった課題意識、事情などがあったことがわかる。このため、筆者の印象としては、まずは「教員・研究者のための教育学雑誌」という側面が強い。ただ、そのなかにも、後述するように子どもの人権関連の記事・論文が多数見られる。

なお、創刊当時の編集委員(カッコ内は当時の所属先)は、青木宗也(法政大学)、兼子仁(東京都立大学)、神田修(立正大学)、永井憲一(立正大学)、堀尾輝久(東京大学)、平原春好(東京大学)であった。

(2) 一九七〇年代の子どもの人権関連文献リストについて

では、一九七〇年代の『季刊教育法』に掲載された子どもの人権関連文献をみてみよう。詳細は別添の「『季刊教育法』(総合労働研究所)第一号〜第四〇号における「子どもの人権」関連文献リスト」(以後「リスト」と略)を参照していただきたい。

本稿の対象時期は一九七〇年代である。ただしリスト作成にあたっては、一年間に四冊、十年間で四〇冊分をまとめて見ていこうという趣旨で、『季刊教育法』が創刊された一九七一年秋から四〇冊(一〇年分)を対象とした。したがって、このリストには第四〇号(一九八一年夏)までの掲載記事・論文などが含まれている。

次に、リストに掲載する・しないの基準であるが、基本的には題名(特集及び記事・論文自体)で判断した。ただし、題名からではわからないものについては、実際に記事・論文の中身を見て、憲法二六条や児童憲章、「子どもの学習権」などへの言及の有無で判断した。このほか、直接的には子どもの人権に関する(教育)法学的な議論をしていないが、たとえば今日でいう不登校(登校拒否)や非行、家庭内暴力など、学校や家庭などでの子どもたちの生活実態などを書いていっているものなかで、今日の子どもの人権論につながる中身があると判断したものについては、このリストに含めた。

なお、このリストであるが、世界人権問題研究センター研究第五部の二〇一一年二月二六日(土)の研究会において報告した際に使用した資料に若干の修正を加えたものである。また、このリスト作成作業は、現在、研究第五部ですすめている人権教育関連の年表作成の取り組みの一部であることをお断りしておく。

3.. 一九七〇年代の『季刊教育法』における子どもの人権論の動向

(1) 一九七〇年代全体の議論の傾向

まず、一九七〇年代の『季刊教育法』誌上での子どもの人権論の動向をまとめておく。

『季刊教育法』が特集のテーマとして最初に「子どもの人権」を取り上げたのは、第一五号(一九七五年春)の「生活指導と子どもの人権」である。このときに話題として取り上げられたのは、学校での服装自由化、高校生による映画製作などの表現活動、謹慎処分などの学校懲戒、街

頭での少年補導といったことである。これらの諸テーマは、今日でもなお子どもの人権論の重要なテーマであることはいうまでもない。⁶⁾ たとえば第七号（一九七三年春）の「ふぉーらむ・FORUM 体罰を考える」では、現場教員四人からの「体罰」批判が行われていた。このように、この特集以前にも、いわゆる「体罰」問題や子どもの学習権の問題などをめぐって、今でいう「子どもの人権」の諸課題が個別論文・記事などで扱われていたことを忘れてはならない。

一方、第一五号の特集「生活指導と子どもの人権」以降、たとえば第一八号（一九七五年冬）「子どもの人権と教育」、第二二号（一九七六年冬）「能力主義と子どもの権利」、第二六号の（一九七七年冬）「障害児の教育権」、第三〇号（一九七八年冬）「子どもの権利と国際児童年」、第三四号（一九七九年冬）「子どもの人権と福祉」といったように、子どもの人権にかかわる諸課題での特集が『季刊教育法』において次々と見られるようになる。以上のことから、『季刊教育法』誌上で子どもの人権が本格的に論じられたのは、一九七〇年代半ば以降ということがわかる。

（2）「国民の学習権」論と子どもの人権論の関係

では、この時期の子どもの人権論の特徴はどこにあるのか。筆者としては、「国民の学習権」論を前提とした「子どもの人権」理解にあると考える。例えば長文になるが、堀尾輝久は国民としての子どもの学習権を土台にしながら、次のように述べている。

教師は国民の学習権の充足者としての責務をもつ。このことによって教師の職務は規定され、方向づけられている。（中略）近代憲法は、すべての人間の幸福追求の権利や思想・表現の自由を保障している。ここには、人はすべての探求の自由、真実を知る権利をもつものであることが前提されている。この、幸福追求や表現の自由を内側から支えるものとしての、真実を知る権利、探求の自由を一括して国民の学習権と名づけよう。（中略）

他方でしかし、国民の学習権は、発達の可能態としての子ども・青年の権利、古い世代を越えうる世代の権利として最も具体的に発言している。そして、子ども・青年の学習権を保障する責務は、誰よりもまず、両親の自然権に属するものといつてよい。

しかし、両親は、自らの責務も現実には、従前に果たしえないがゆえに親権を共同化して学校を設置し、そこで、教育の専門家としての教師に、子どもの教育をゆだねる（信託する）のである。

父母はまさにその専門性のゆえに教師に自己の権利を信託するものであってみれば、もし教師が、父母の信託に応えない場合は、父母は

その教師を批判し、要求を出すことができるというまでもなからう。本来公教育は、教師と父母の相互援助と批判のなかで、子どもの発達⁸⁾に学習の権利を保障する共同事業なのである。

また、このような子どもの学習権に関する理解は、次の尾山宏のように、当時進められていた教職員らによる教育裁判闘争との関係のなかで形成されたと考えられる。これも長文になるが、引用しておきたい。

これに対してさきに述べた諸教育闘争は（たとえば勤評・学テ反対闘争など、住友注）、教育政策による国家の教育権の形成に抗して、教育の地方自治及び国民と教師の教育の自由を擁護すること、そのことによって学校教育が反憲法的な政治や高度経済成長政策の道具とされることを防ぎ、学校教育を子どもの人権として、すなわち一人ひとりの子どもの可能性を大切にし、その人間的な成長発達を保障するものとして確立することを、一貫して求めてきたといえよう。

それでは、教育を国民の人権として確立するために教育権利闘争は、どのような権利確立の課題をかかえているであろうか。

その第一は、いうまでもなく子どもの発達・学習の権利（憲法二六条）の保障である。子どものこの権利を実現するためには、さきにも述べたように親・国民・教師に一定の権利・自由が保障されなければならないから、子どもの権利の確立の課題は、即、親・国民・教師の権利自由の確立の課題にほかならないといつてよいが、その前提として、子どもの人権に対する国民自らの権利意識を深める必要がある。すなわち、子どもの人権主体性を確認し、子どもが学習によって自らの人間的成長を追求することが生存権の一環をなす子どもの人権であること、したがって、学校教育―学制および学校教育の内容と方法などは、子どもの、この人権保障を基点としてそのあり方が定められるべきものであることを、国民の規範意識として定着することである。このような規範意識を国民自らのそれとして確立することが、今日の政府自民党の教育政策の誤りを正し、学校教育を子どもの人権として確立していく教育運動の原点とならなければならない。⁹⁾

まだまだ紹介したい論者はいるが、ここでは上記の二人の論者に見られる特徴的な議論をとりあげるとどめておきたい。なお、「国民の学習権」論と子どもの人権論の関係について今後、詳細な検討が必要であることは言うまでもない。ただ、以上のとおり、日本国憲法第二六条の保

障の問題を手がかりにして子どもの人権主体性を確認し、なおかつ、そこから学習を通じての生存権の保障という観点から子どもの人権保障を論じようとしたところに、この時期の『季刊教育法』における子どもの人権論の特徴が見られる。

(3) 国際児童年(一九七九年)と『季刊教育法』

ところで、一九七〇年代の『季刊教育法』における子どもの人権論で注目すべきこととしては、国際児童年(一九七九年)前後の二回の特集を挙げることができる。具体的には、一九七八年冬の第三〇号の特集「子どもの権利と国際児童年」、一九七九年冬の第三四号の特集「子どもの人権と福祉」の二回であるが、その両方において、「教育法研究会」というグループ執筆の論文が収められている。また、たとえば教育法研究会「児童の権利宣言条約化の動向」(第三〇号)では、国連子どもの権利宣言(一九五九年)の内容や、その後子どもの権利条約制定につながる国際条約化の動向などを紹介している。

一方、国際児童年を契機にして、日本ではあらためて「児童憲章」(一九五一年)の再評価の動きが起きている。

たとえばこの時期には、田代不二男・神田修編著『児童憲章―日本の子どもの権利宣言―』(北樹出版、一九八〇年)が出版された。この本は、編者である田代不二男¹⁰⁾の協力を得ながら、神田修ら教育行政学・教育法学の研究者が制定過程関連の文書を読み直し、一九五一年の児童憲章制定の意義を検討したものである。その上で、国連「児童の権利宣言」に先立って、児童憲章を日本の「子どもの権利宣言」として位置づける形で再評価し、あらためて児童憲章の逐条解説を試みている。そして、この本では、諸外国の「子どもの権利」関連の憲章・宣言・条約(国際人権規約を含む)と児童憲章の関係や、国連における「児童の権利宣言」の条約化など「子どもの権利保障の国際的展開」にも触れている。

ちなみに、先述の「教育法研究会」は、喜多明人・広沢明・船木正文(以上、早稲田大学大学院)当時。以下同じ)、浪本勝年(立正大学)、山吉剛(東京都立大学大学院)らで構成されたグループである。また、『児童憲章―日本の子どもの権利宣言―』の執筆者のなかにも、喜多明人、広沢明、船木正文など、この「教育法研究会」のメンバーが含まれている。そして、このグループからは、たとえば喜多明人、広沢明のように、現在、子どもの権利条約や子どもの人権に関する諸研究において、第一線で活躍中の研究者が登場している。

(4) 児童福祉法研究と教育・福祉の連携の視点

ただ、(3)で述べた児童憲章の再評価の動向も、リストを見る限り、一九七九年以前から徐々に形成されてきたと考えられる。

たとえば『季刊教育法』第二四号(一九七七年夏)、第二五号(一九七七年秋)には、小川利夫ら児童福祉法研究会による「児童福祉法の成立

とその性格（上・下）」が掲載されている。ここで児童福祉法研究会は、児童憲章及び児童福祉法の制定過程の検討をふまえて、次のように述べている。

制定当初の児童福祉法案の前文（Ⅱ「児童憲章」）は、明らかに教育基本法の前文にならない、本来児童の教育と福祉の権利は統一にとらえられ全面的に保障されるべきことを明記していた。すなわち「すべて児童は、心身ともに健やかに育成されるために必要な生活を保障され、その資質および環境に応じて、ひとしく教育をほどこされ、愛護されなければならない」としていた（成立過程の⑤⑥案）。しかし、それはその後の制定過程において大幅に修正され、とくにその「教育」に関する条項は全面的に削除されて、現行法の総則第一条のようになった。従って、元来児童福祉法の眼目は「児童の福祉を保障するための原理」を明示することにあるとされているにもかかわらず、その「原理」は少なくとも教育基本法との関連においてきわめて不明確であることが問題である。¹¹⁾

また、小川利夫は『季刊教育法』第九号（一九七三年秋）において、「子どもの教育権の保障の問題を日常実践にそくして具体的にとらえるとき、子どもの生存・生活権の保障問題が不可欠な前提となることはいうまでもあるまい。このことは、これまでの教育権論においてもくりかえし論議されてきた。しかし、いま率直に言えば、それらの議論の多くは概して問題を学校教育主義的に矮小化してとらえがちであったように思われる。これまでの教育権論の多くが学校外における子どもの学習権保障の問題に言及せず、とりわけ、貧困児童や施設児童その他の要保護児童の教育権保障の諸課題を軽視ないし無視してきたのは、そのためであるといわざるをえない」と述べている。¹²⁾ また、小川は「子どもの教育権と生存・生活権との関連、したがってまた教育と生活の結合の問題が、子どもの権利の全面的保障の見地からもっとも直接的かつ具体的に問われているのは、学校教育や家庭教育さらに社会教育からも一般的に疎外されているいわゆる恵まれない子どもたちにおいてである」とも述べている。¹³⁾ このような小川の課題意識は、日本国憲法や教育基本法・児童福祉法・児童憲章などの諸理念の関係を検討することを通して、教育・福祉を貫く子どもの人権保障のあり方を構想することを目指していると理解できる。同時に、たとえば近年のスクールソーシャルワーク論¹⁴⁾や児童養護施設出身者の直面する諸課題¹⁵⁾を考えると、小川が当時指摘したことは、今もなお無視することのできない重みをもつものである。

なお、小川は『教育福祉の基本問題』（勁草書房、一九八五年）で、次のように言う。当時における代表的な子どもの人権論者のなかにも、差

別や貧困、マイノリティの問題に対する課題意識を持つ者がいたことを指摘しておきたい。

元来児童の『教育と福祉』問題の歴史は児童の人権侵害の歴史であったとともに、児童の権利が人権中の人権として豊かにとらえられる人権の自覚史でもあった。しかし、そのさい児童の権利宣言は、すでに一言したように、たんに一般児童あるいは児童一般を対象としてではなく、より「恵まれない児童」を対象とし、その教育・福祉の現実を直視する要求・運動から提起されたものであった。

日本の場合、それはセツルメント運動や生活綴方運動および部落解放運動などをはじめとする民間の教育・福祉運動に支えられてきた。¹⁶⁾

4..一九七〇年代『季刊教育法』における子どもの人権論の課題

以上のとおり3では、一九七〇年代の『季刊教育法』における子どもの人権論の動向をまとめておいた。一方、今日の時点から見ても、当時の子どもの人権論の動向には、どのような課題があったのだろうか。筆者としてはひとまず、次の三点を挙げておきたい。また、以下の三つの課題が、一九八〇年代以降の『季刊教育法』での子どもの人権論の展開のなかで、どのように修正されていったのか。この点の検討については、今後の検討課題とさせていただきます。

(1) 差別問題、マイノリティの問題への関心の薄さ

一点目は、差別問題やマイノリティの問題に対する関心の薄さである。具体的には、たとえばタイトルや内容に部落差別や在日外国人に関する諸課題、あるいは同和教育・部落解放教育や在日朝鮮人教育などを取り扱った文献が、ほぼ見られないことである。

具体的に部落解放教育でいえば、確かに第三三三号（一九七九年秋）には、一九七九年四月二十九日の天皇誕生日に全員登校して部落差別と天皇制の問題を学習したという、当時の東大阪市・意岐部小学校の解放教育実践に触れた論文がある。¹⁷⁾しかしその程度であって、筆者の見た限り、ほかには見当たらない。また、この時期の『季刊教育法』には、在日朝鮮人教育を含む外国人教育の課題に触れた文献は見当たらなかった。したがって、本稿「はじめに」で述べた教育学系の子どもの人権論での差別やマイノリティに関する記述の弱さは、すでに一九七〇年代の『季刊教育法』から見られる傾向だということになる。

しかし、被差別部落の子どもの人権保障に関していえば、この時期にはすでに、先述の小川利夫の子どもの人権論や教育福祉論がある。また、一九七一年には、日本教育学会の学会誌『教育学研究』の特集「差別問題と教育」があった。にもかかわらず、当時の『季刊教育法』では、被差別部落の子どもの教育課題に関しては、ほとんど文献が見あたらない。そして、『講座部落解放教育1 部落解放運動と解放教育』には、次のような指摘もある。この指摘はまさに、先述した「国民の学習権」論から導き出される被差別部落の子どもの学習権保障の課題であろう。

部落問題と教育の関係は、この教育の機会均等の権利保障をめぐる問題なのである。現在の教育は、憲法と教育基本法を基本理念としなければならぬし、それも単なる理念にとどまるのではなく、具体的な保障措置が講ぜられねばならないのに、教育の現実はどうであろうか。憲法第二六条および教育基本法第三条において「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける権利」を有しているのであって、その権利は「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」とされている。この条文は、現にその権利が保障されているものにとつては、空気や水の存在のように当然のことだと認識されているかもしれないが、保障されていないものにとつては、いかに空虚なものに見えるかということである。¹⁸⁾

(2) いわゆる「発達保障論」的な障害児教育論の強さ

二点目は、障害のある子どもの人権保障に関する課題である。一九七〇年代の『季刊教育法』における障害児教育論の主軸は、一九七九年の養護学校義務化を前にして、日本国憲法や教育基本法の理念などを手がかりに、その子どもの「能力に応ずる教育」機会の保障を推進する立場のものであった。これを、ここでは「発達保障論」¹⁹⁾と名付けておく。

具体的に見ていくと、例えば平原春好は、「障害児の」教育を受ける権利について教育法の立場から特別に考えるべき重要問題の一つは、障害児の就学の機会の乏しさであり、第二は就学に対して大きな障害物となってきた就学義務の猶予・免除制度であり、もう一つは障害児学校の教育が小・中学校等に「準ずる教育」を施すとされていることである²⁰⁾という。あるいは、平原は「親の義務の猶予・免除が子どもの権利の剥奪につながるのを当然視するような立場は、子ども・青年の教育を受ける権利を基礎としたものとはいえないので、これには賛成できない」ともいう。このような平原の主張からは、当時の教育法制の枠組みを前提として、たとえば養護学校や特殊学級の増設などを通じて、まずは就学猶予・

免除を回避し、障害のある子どもの教育機会の保障を実現することを優先しようとする意図が読み取れる。

ただ、当時においてはすでに障害のある子どもを地域の学校に就学させたいとする人々の取り組みも開始されていた。また、その立場から「発達保障論」、つまり障害のある子どもの教育権保障という発想への批判もあった。²²しかし、障害のある子どもを地域の学校に就学させようとする立場からの文献は、この時期の『季刊教育法』では二件しかない。²³つまり、今日のインクルーシブ教育論につながる議論がすでにあつたにもかかわらず、『季刊教育法』では当時、「発達保障論」の立場からの障害のある子どもの人権論を中心に紹介してきたのである。

(3) 教職員(学校)と子ども・保護者(親)の関係をどのように考えるのか？

三点目の課題は、子どもと親(保護者)・教職員(学校)との関係をどのように考えるのか、ということである。

たとえば先述した「国民の学習権」論の枠組みは、たとえば尾山宏の議論のように、教職員運動側が教育行政との裁判闘争のために、学校において学習権を基礎とした子どもの人権保障を推進していくことを主な狙いとして構築されている。とすればこの論理の延長線上に、たとえば、はたして本当に学校が子どもの学習権を保障するに足る教育の中身を保障しているのかどうか、もしもそれが保障されていない場合は、学校はどのようにそれを是正するのか、といったことが課題として浮上してくる。

あるいは、同じく先述の堀尾輝久の論でいけば、今度は子どもの学習権を保障する義務を負う親(保護者)と、その信託に応じて子どもの教育に携わる教職員(学校)との関係をどのように考えるのか、という課題が浮上する。たとえば、保護者が学校に我が子を託するにあたってのルール・手続きのあり方や、学校が子どもの学習権を損なう行為をするなど、保護者の信頼を裏切ることをした場合にはどのような苦情申し立てを行うことができるのか、といった課題があるだろう。

以上のような子ども、親(保護者)、教職員(学校)の関係にまつわる諸課題を子どもの人権論の観点からどのように整理し、位置づけていくのか。このことは、たとえば学校選択制の導入や学校運営への保護者参加のあり方、学校・教育行政への苦情対応のあり方、学校における子どもの人権救済・擁護など、近年の日本の学校が抱えるさまざまな課題とも重なっていくことであろう。²⁴

おわりに ― 教育法学ではなく、人権教育論の立場からの検討課題について ―

本稿でこれまでに述べてきたことを簡潔にまとめておきたい。まず、対象時期である一九七〇年代の『季刊教育法』誌上での子どもの人権論の特徴としては、①一九七〇年代半ばより『季刊教育法』誌上では子どもの人権関連の文献が増えてくること、②当時の「国民の学習権」論の影響を受ける形で議論が展開されていること、③児童憲章の再評価が国際児童年（一九七九年）との関係で見られること、④子どもの学習権と生存権の保障、つまり教育と福祉の連携に関する議論が見られること、以上の四点を本稿の要点として挙げることができる。

また、課題としては①差別やマイノリティの課題に対する関心が薄いこと、②障害のある子どもの人権については「発達保障論」の観点が強いこと、③「国民の学習権」論をベースにしていることから、子ども・親（保護者）・教職員（学校）の関係の解明という大きな課題が浮上していること、以上の三点を挙げるができる。

以上のように要点と課題を整理してみたが、一九八〇年代以降の『季刊教育法』誌上で、一九七〇年代の子どもの人権論の特徴や課題がどのように変化していったのかについては、今後の重要な検討課題である。また、上記のそれぞれの課題等についても、『季刊教育法』以外ではどのような議論があったのか、さらに検討が必要であることは言うまでもない。

そして、このような構築過程があつて今に至る日本の子どもの人権論には、これまでの経過のなかで蓄積されてきた成果とともに、子どもの権利条約や一九九八年・二〇〇四年・二〇一〇年の三回の国連子どもの権利委員会総括所見（勧告）の内容、そして最近の議論をふまえて、あらためて組みなおさなければいけない課題もあると考える。このような点についても、当然ながら今後の検討課題である。

本稿の締めくくりにあたって、あらためて一点だけ指摘しておきたいことがある。それは、今日の人権教育論は、はたしてこれまで教育法学系の子どもの人権論が蓄積してきた成果とどこで折り合つていくのか、という課題の存在である。

たとえば先述のとおり、一九七〇年代の部落解放教育論においては、日本国憲法・教育基本法の「教育の機会均等」の理念の実現という観点から、被差別部落の子どもたちの教育課題を位置づけようという議論があつた。

一方、平沢安政編著『人権教育と市民力』（解放出版社、二〇一一年）では、たとえば同和教育における学力保障のあり方を第五章で論じてい

る。ただ、この章自体では、子どもの権利条約や日本国憲法の理念などと関連づけながら論じようとする傾向は弱い。²⁵⁾ もちろん、この章ではこれまでの同和教育の歴史的経過や実態を示す調査結果は詳しく紹介されており、そこは大事な研究成果ではある。その上で、その成果をふまえつつ、あらためて今日、被差別部落の子どもたちの「社会権的教育権」の保障として何が重要かを、過去および現在の教育法学系の子どもの人権論なども参照しながら、人権教育論としてもっと積極的に打ち出していく必要があるのではなからうか。

このように、これまでの人権教育論が積み上げてきた成果と、教育法学系の子どもの人権論が積み上げてきた成果、この両者の接続、融合のなから、新たに生まれてくる教育運動の展望―それは教育制度や教育政策の次元と、学校現場などでの教育実践の両方にまたがるもの―が生まれてくるのではなからうか。筆者としては、教育法学系の子どもの人権論の変遷をふりかえる作業を通じて、このような展望を抱けないかと期待している。

注

- (1) 喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人編『逐条解説』子どもの権利条約（日本評論社、二〇〇九年）p.61
- (2) 具体的には、喜多明人・広沢明・荒牧重人の三人である。
- (3) 姉崎洋一ほか編『ガイドブック教育法』（三省堂、二〇〇九年）p.8～9を参照。また、本書第三部「事例で学ぶ教育法」の「Q12 障害のある子どもの就学」「Q13 外国籍の子どもの就学」も参照。
- (4) この点は次の文献を参照。中野陸夫・池田寛・中尾健次・森実『同和教育への招待』（解放出版社、二〇〇〇年）、森実編著『同和教育実践がひろく人権教育』（解放出版社、二〇〇二年）。
- (5) 余談だが、実は筆者も一度だけ、『季刊教育法』には寄稿したことがある。具体的には、二〇〇五年一月の第一四七号の特集「学校・教育行政の苦情対応」で、教育版ADR（裁判外紛争処理）のモデルとして、兵庫県川西市の「子どもの人権オンズバースン」における保護者対応のあり方など書いた。
- (6) たとえば日本弁護士連合会編『子どもの権利ガイドブック』（明石書店、二〇〇六年）では、学校懲戒、服装などの校則問題、少年警察と補導などが取り上げられている。
- (7) この当時の『季刊教育法』掲載の子どもの人権関連の各文献のタイトルでは、「国民的教育権」「国民の学習権」の両方が使われている。ただ、本稿ではひとまず「国民の学習権」で統一しておく。
- (8) 堀尾輝久「教師にとって研修とは何か」『季刊教育法』第二号、一九七一年冬、p.18～19
- (9) 尾山宏「教育権利闘争と裁判」『季刊教育法』第一〇号、一九七三年冬、p.28～29
- (10) 田代不二男は当時、立正大学教授（社会福祉学）で、児童憲章制定時の厚生省の担当官でもあった。このことは田代不二男・神田修編著『児童憲章―日本の子どもの権利宣言―』（北樹出版、一九八〇年）を参照。
- (11) 児童福祉法研究会「児童福祉法の成立とその性格（上）」『季刊教育法』第二四号、一九七九年夏、p.139
- (12) 小川利夫「教育福祉の権利―児童福祉法研究の視点」『季刊教育法』第九号、一九七三年秋、p.38

- (13) 同上、p.39
- (14) たとえば日本学校ソーシャルワーク学会編『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』（中央法規、二〇〇八年）でも、わずかではあるが、小川利夫の教育福祉論に触れた箇所がある。本書Ⅱ章一節三「教育実践と学校ソーシャルワークの接点」を参照。
- (15) たとえば西田芳正編著『児童養護施設と社会的排除』（解放出版社、二〇一一年）などを参照。
- (16) 小川利夫『教育福祉の基本問題』（勁草書房、一九八五年）p.44～45
- (17) 星野安三郎「君が代・元号と学校教育」『季刊教育法』第三十三号、一九七九年秋、p.23
- (18) 中野陸夫「部落差別と教育の現実」鈴木祥蔵・横田三郎・海老原治善編『講座部落解放教育Ⅰ 部落解放運動と解放教育』（明治図書、一九七七年）p.25～26
- (19) ちなみに日本臨床心理学会編『戦後特殊教育 その構造と論理の批判』（社会評論社、一九八〇年）では、「発達保障論」を「障害児にはその障害・能力にふさわしい教育を権利として保障しようというのが、その基本的主張でもあり、特徴である」（p.27）と述べている。
- (20) 平原春好「障害児の教育を受ける権利」『季刊教育法』第二十六号、一九七七年冬、p.8
- (21) 同上、p.11
- (22) たとえば、注19の文献を参照。
- (23) 具体的には、楠敏雄「養護学校義務制化の意味するもの」『季刊教育法』第二十六号、一九七七年冬、八代英太「いまの教育に思う」『季刊教育法』第二十八号、一九七八年夏の二本だけである。また、これとは観点が異なるが、養護学校・普通学校双方の教育のあり方を批判したものを含めれば、伊藤隆一「障害児にとって学校とは何か」『季刊教育法』第三十二号、一九七九年春 もある。
- (24) ちなみに、この子ども・親（保護者・教職員（学校）の関係を子どもの人権論の観点からどう整理するかについて、筆者は「子どもは人質か」（中島勝任編著『学校の境界』阿吡社、二〇〇三年）で論じたことがある。また、注5のように、最近の『季刊教育法』では、学校・教育行政の保護者からの苦情対応のあり方や、教育版ADR（裁判外紛争処理）のしくみに関する研究成果も掲載されている。
- (25) 平沢安政編著『人権教育と市民力』（解放出版社、二〇一一年）の第五章「同和教育」（高田一宏執筆）を参照。ちなみに、第六章「子どもの権利」は筆者の執筆である。この第六章で書いた子どもの権利条約の概要などは、おそらく第五章だけでなく、ほかの章でとり上げた人権教育の各論とも密接に関係するはずである。

『季刊教育法』（総合労働研究所）第1号～第40号における「子どもの人権」関連文献リスト

作成者：住友 剛（研究第5部 嘱託研究員・京都精華大学）

- 1：「当時の肩書き」のうち、公立小中学校・高校教員については、所属校名ではなくて、その所属校所在地の地名 + 「公立学校教員」等で表記した。
 2：このリストに掲載したのは、主に次のような文献である。
 (1) 論題や特集の題名に「子どもの人権（権利）」あるいは子どもの「学習権」「教育権」という言葉が使われている記事・掲載論文など。
 (2) (1) のような言葉は論題、特集の題名には出てこないが、本文中で (1) のような言葉が繰り返し用いられている記事・掲載論文など。
 (3) (1) (2) には該当しないが、今日の「子どもの人権論」がテーマとしている諸課題に該当する記事・掲載論文など。
 例：非行、少年司法、不登校（登校拒否）、家庭内暴力など。
 3：リスト中の「ー」は、特に記事や特集、著者名などが記されていないものを示す。
 4：掲載した文献に不備やもれがないよう注意はしているが、もしもそれがあつた場合はご教示いただきたい。

号	出版年	特集の題名	著者名	当時の肩書き	論題（サブタイトルを除く）	備考
第1号	1971年秋	教師の権利と教育法 教育のひろば	有倉彦吉	早稲田大学教授	国民の教育権と国家の教育権	
			河野ヨリ子	東京都公立小学校教員	ちえおくれ学級の喜びと悲しみ	
第2号	1971年冬	教師の研修権 教育基本法セミナー2	細引まさ	小学校教員	子どもと教師と教育法	
			堀尾輝久	名古屋大学助教授	教師にとって研修とは何か	
第3号	1972年春	教育のひろば 学校事故と特別活動	鈴木英一	名古屋大学助教授	教育基本法体制と教育行政	
			清沢 治	立正大学教授	「評価」と「処分」と	
第4号	1972年夏	教育費の父母負担 同上	永井憲一	早稲田大学教授	特別活動の条件整備と学校自治	
			新井隆一	早稲田大学助教授	教育を受ける権利と教育費	
第5号	1972年秋	職員会議の課題 教育のひろば	永田 伝	日教組教育財政部長	父母負担禁止条例の制定運動	
			大槻 健	早稲田大学助教授	職員会議と教育の自由	
第6号	1972年冬	市販テキストの問題をさぐる 教育基本法セミナー5	千葉正徳	宮城県公立小学校教員	格子なき年鑑	
			深谷剛作	国民教育研究所	市販テキストと子どもの学習権	
第6号	1972年冬	特別座談会 特別座談会	津田玄児	弁護士	少年法「改正」を批判する	
			鈴木英一	名古屋大学助教授	教育の機会均等原則と能力主義	
第6号	1972年冬	特別座談会 特別座談会	乾 孝	法政大学助教授	特別座談会・問題児を考える	
			鈴木 亮	東京都立高校教員		
第6号	1972年冬	特別座談会 特別座談会	大沢勝也	和光学園中等部教員		
			松原治郎	東京大学助教授		
第6号	1972年冬	特別座談会 特別座談会	持田英一	東京大学教授	教育権の理論	
			永井 潤	学生	職員会議への生徒参加	国民の教育権論批判

号	出版年	特集の題名	著者名	当時の肩書き	論題 (サブタイトルを除く)	備考
第7号	1973年春	Book Reviews & Notes	田村和之	広島大学教養部講師	生存権としての教育権確立を「教育と福祉の権利」	
		ふぉーらむ・FORUM 体罰を考える	宮井輝男 今野征一 奈良寿人 斎藤孝	北海道公立高校教諭 山形県公立高校教員 札幌市公立小学校教員 東京都私立小学校教員	生徒に増悪をいたかせる体罰 体罰より心のつながりを 「げんこつ」の思想	
第8号	1973年夏	教育労働者のストライキ権 法律相談室	收 征名	静岡大学教授	基本的人権としての教育と労働 規則でビラ許可制を規定できるか	
第9号	1973年秋	教育法学の基本課題	吉川基道	早稲田大学教授	憲法・教育基本法と教育を受ける権利 子どもの学習権とは何か	
			有倉蓮吉	東京学芸大学助教授	教育実践と教育法	学校懲戒の問題
			星野安三郎	東京都立大学助教授	教育福祉の権利	
			山住正巳	東京都立大学助教授	教育法学の目的と方法	
			小川利夫	名古屋大学助教授		
			永井憲一	立正大学教授		
			兼子 仁	東京都立大学助教授		
			坂本秀夫	東京都立高校教員		
			堀尾輝久	東京大学助教授		
			松島栄一	東京大学助手		
第10号	1973年冬	法律相談室 教育裁判の今日的課題	村田直文	東京都公立中学校教員		
			綱引まさ	東京都公立小学校教員		
			高橋清一	弁護士	学齢児童に就学を強制できるか 教育権利闘争と裁判	
第11号	1974年春	憲法と憲法教育 Book Reviews & Notes	尾山 宏	弁護士	批判教育計画論(上)	国民の教育権論批判、子どものシビル・ミニマム論
			持田栄一	東京大学教授	現代教育における人権 教育権論への豊かな問題提起	
			小林直樹	東京大学教授	国民の教育権の生成と発展(上)	
第12号	1974年夏	成瀬評述と子どもの学習権	加藤忠雄	東京大学大学院博士課程	国民の教育権の生成と発展(中)	
			浪本勝年	日本学術振興会奨励研究員	国民の教育権の生成と発展(下)	国民の教育権論批判、子どものシビル・ミニマム論
			大田 堯	東京大学教授	批判教育計画論(下)	
			浪本勝年	日本教育法学会会員	国民の教育権の生成と発展(中)	

号	出版年	特集の題名	著者名	当時の肩書き	論題(サブタイトルを除く)	備考
第13号	1974年秋	親の教育権と教師	木川達爾	立正学園中学校・高等学校校長	教育権をめぐる親と教師	
			有地 享	九州大学教授	親権と教育権	
			兼子 仁	東京都立大学助教授	学校にたいする父母の発言権	
			土井登志子	東京都私立学校教員	勉強を教えない「先生」	
		Book Reviews & Notes	青木宏治	東京都立大学大学院	教育学と法学との共同労作 「教育行政と教育法の理論」	
		法律相談室	高橋清一	弁護士	生徒を一日中受付におけるのか	
第14号	1974年冬	教育のひろば	兼子 仁	東京都立大学助教授	カンニングした生徒への懲戒処分	
			宮本邦男	横浜市公立中学校教員	特殊学級のきびしい現実	
			池上正道	東京都公立中学校教員	進路指導をめぐる権利問題	
		—	浪本勝年	日本教育法学会員	国民の教育権の生成と発展(下)	
第15号	1975年春	法律相談室	兼子 仁	東京都立大学助教授	憲法二六条「能力に応じて」の解釈	
			川合 章	埼玉大学教授	教育課程に問われていること	
			門田見昌明	久留米大学教授	教育課程の自主編成と教師	
			森 隆夫	お茶の水女子大学教授	学校と社会のかかわり	
			柳 達雄	名古屋大学講師	公立高校の教育課程編成と親の発言権(八尾高校事件)	教育権の生涯保障
		Book Reviews & Notes	黒崎 勲	東京大学助手	教育学研究の「協同」の礎石として 「教育法学の目的と任務」	
		教育のひろば	大谷猛夫	東京都公立中学校教員	ほんとうの勉強・・・?	
		生活指導と子どもの人権	大馬孝一	女子学院中・高等学校校長	服装の「自由化」をめぐる	
			田代三良	東京都立高校教員	高校生の表現活動と教師の対応	
			谷口 雅	東京都教育委員会指導主事	生徒懲戒の教育的あり方	
			山口幸男	日本福祉大学教授	「輔導」についての視点	
		法律相談室	兼子 仁	東京都立大学助教授	スト予告どらを見直に持ち帰らせてよいか	
第16号	1975年夏	地方自治と教育権	藤岡貞彦	一橋大学助教授	教育における住民自治	住民運動と教育権
			齋藤浩志	神戸大学助教授	住民の教育運動と地域の発達権	
			川口彰義	中央女子大学助教授	学級通信をめぐる権利問題	
			兼子 仁	東京都立大学助教授	家庭謹慎は違法か	
		学級通信を考え直す	兼子 仁	中央女子大学助教授	教育を受ける権利と高校入試	
		法律相談室	—	—	—	
第17号	1975年秋	判例研究	千葉 卓	北海学園大学助教授	高校生の政治活動と退学処分(修験館高校事件)	
			園山満也	千葉県公立養護学校教員	新米教師はもう“まけそう”	
			猪越賢市	東京家裁調査官	憂慮すべき少年法改正問題	
			尾山 宏	弁護士	高校生のオートバイ事故	
		法律相談室	尾山 宏	弁護士		

号	出版年	特集の題名	著者名	当時の肩書き	論題 (サブタイトルを除く)	備考	
第18号	1975年冬	子どもの人権と教育	中内敏夫	お茶の水女子大学教授	教育における子どもの人権		
			小倉 亨	茨城大学教授	生命・健康権と学校保健		
			金田茂郎	日本子どもを守る会	教育の思想から体罰を考える		
			山科三郎	国民教育研究所共同研究者	政治教育と生きる権利		
			小田中總樹	東京都立大学助教授	少年法改正にみる治安と教育の論理		
			浅川道雄	東京家庭裁判所調査官	少年非行をのりこえるために―教師・親・		
			岡田三郎助	補習塾教師	地域への問題提起		
			佐野健吾	東京家庭裁判所調査官			
			喜多明人	教育法学会会員	教育権保障の法論理求めて 『教育法入門』		
			青木宏治	東京都立大学大学院	現代アメリカにおける教育権		
第19号	1976年春	Book Reviews & Notes	河添邦俊	東北福祉大学助教授	教育と福祉の統一の確立のために 『障害児問題』	『インノヴァイション』	
			吉川基道	弁護士	生活保護費から給食費を差引けるか		
第20号	1976年夏	事例で考える子どもの非行 総特集・学校事故の責任と救済	東京少年非行研究会	立正大学教授	非行問題の考え方と制度のあらまし		
			永井憲一	名古屋大学助教授	学校事故の救済法制と問題点		
			依々木 亨	大宮市議会議員	学校災害と日本学校安全会法		
			斉藤清治	伊ヶ崎淑彦	大阪市立小学校教員		学災法制定運動がよびかけるもの
			三上和夫	大阪大学助手	大阪・金岡中“クワラフ中止宣言”の波紋		
			根本和男	東京都公立中学校教頭	学校行事の事故と安全・救済を考える		
			東京少年非行研究会		非行問題の問題性とはなにか		
			有倉彦吉	早稲田大学教授	教育法学から見た学テ判決		
			相良雅一	聖心女子大学長	学テ判決をどう受け止めるか		
			鈴木英一	名古屋大学教授	最高裁学テ判決とこれからの教育行政		
第21号	1976年秋	総特集・最高裁学テ判決の総合的研究	堀尾輝久	東京大学助教授	教育内容編成	国民の教育権論批判	
			尾山 宏	弁護士	学テ判決と教科書裁判の展望		
			兼子 仁	東京都立大学教授	判決学習のために―最高裁学テ判決（北海道学テ事件）の読みとり方		

号	出版年	特集の題名	著者名	当時の肩書き	論題 (サブタイトルを除く)	備考	
第22号	1976年冬	能力主義と子どもの権利 教育のひろば	星野安三郎	東京学芸大学教授	学習権と「能力主義教育」		
			堀尾輝久	東京大学助教授	「能力主義」教育の問題性		
			浦野東洋一	北海道教育大学講師	国民の教育要求と能力主義		
			大熊節子	埼玉県養護施設保母	施設の子どものともに		
			森部英生	東京大学助手	イギリス「独立学校審判所」制度の概要		
—	津田文児	弁護士	青少年の未来と少年法「改正」	資料「学校災害補償法」制定促進に関する決議および調査報告書(中間)	学校紛争の処理機関		
—	—	—	日本弁護士連合会	資料「学校災害補償法」制定促進に関する決議および調査報告書(中間)			
第23号	1977年春	総特集・教育基本法30年 直言ノート	東京少年非行研究会	東京少年非行研究会	非行対策における警察の任務と私たちの課題		
			平原春好	神戸大学助教授	教育基本法と学校教育法		
第24号	1977年夏	—	金沢嘉市	児童問題研究者	子どもと教師と教育基本法		
			原田三朗	毎日新聞社社会部副部長	栗田中事件にみる学校の病理		
			木島喜兵衛	衆議院文教委員会理事	学校災害に対する補償制度(案)について		
			児童福祉法研究会	児童福祉法の成立とその性格(上)	児童福祉法		
			市川須美子	東京都立大学大学院博士課程	西ドイツの公法学と教育法学		
第25号	1977年秋	事例で考える子どもの非行 新教育課程と教育行政 特別座談会	東京少年非行研究会	東京少年非行研究会	少年鑑別所の効用とその正しい理解	権利としての学校外教育	
			野上修市	明治大学助教授	「君が代」問題の法的検討		
			小川利夫	名古屋大学教授	新教育課程と学校外教育への提言		
			早乙女勝元	作家	いま教師に考えてほしい		校則への批判など
			樋口恵子	評論家			
藤田恭平	ジャーナリスト						
後藤 翼	朝日新聞学芸部	「学英法」制定をめぐる動向	「学英法」制定をめぐる動向	学校事故救済の法理と無過失責任論			
原 正敏	東京大学教授	教育環境視点と養護教諭の職務	資料 学校災害補償に関する意見書(中間)				
岸 徳子	東京都公立中学校養護教諭	資料 学校災害補償に関する意見書(中間)					
—	—	児童福祉法研究会	児童福祉法の成立とその性格(下)				
—	—	奥平康弘	東京大学教授	「権利」概念整理の必要を示唆「教育と人権」	小川利夫ほか		
—	—	荒井良一	弁護士	人間の具体的権利の「一つとしての教育権」			
—	—	—	東京少年非行研究会	「国民の教育権—人権としての教育」			
—	—	—	—	登校拒否に対する関係機関のとらえ			

号	出版年	特集の題名	著者名	当時の肩書き	論題(サブタイトルを除く)	備考
第26号	1977年冬	障害児の教育権	平原春好	神戸大学助教授	障害児の教育を受ける権利	
			辻村泰男	国立特殊教育総合研究所長	養護学校義務制をめぐる	
			河添邦俊	東北福祉大学教授	障害児教育内容編成の基本課題	
			茂木俊彦	広島大学助教授	障害児の適正就学指導	
			清水 寛	埼玉大学助教授	障害児教育改革の課題	統合教育への批判
			秦 安雄	日本福祉大学教授	障害児の教育権と労働権	
			松本昌介	東京都立養護学校教員	障害児学校の施設・設備	
			三島敏男	東京都立ろう学校教員	障害児学校教職員の健康と定数問題	
			浪野武男	京都・花明学園	障害児の発達権保障をめざして	
			加藤忠雄	福井大学助教授	解説 障害児教育の制度と実態	
			峰島 厚	東京都立大学大学院博士課程	文部省「養護学校設置七年計画」の到達状況と問題点	
			三木安正	全国特殊教育研究連盟理事(東京大学名誉教授)	障害児教育の課題	
			佐藤規雄	日本特殊教育学会会長(筑波大学教授)	養護学校義務制実施の根本問題	
			下田 巧	全国特殊教育推進連盟理事長	最近の特殊教育推進活動	
Book Reviews & Notes			楠 敏雄	全障連全国事務局長	養護学校義務制化の意味するもの	義務化批判、共生共学
			森田 明	お茶の水女子大学講師	理論課題に満ちた教育法のコンテクスト「教育法」	
			大場義夫	東京大学教授	学校行事における安全問題	
			松崎四郎	東京都公立小学校教員	子どもを主人公にした卒業式	日の丸君が代問題
			田中館照輔	明治大学教授	越境入学をめぐる法的検討	
			坂本光男	浦和市公立中学校教員	越境入学と教育上の問題	
			渡辺幹雄	都留文科大教育学長	高校入試と学区制	
			大田 堯	九州大学教育学長	共通一次試験と国民の学習権	
			有地 享	九州大学助教授	親の懲戒権と教師の懲戒権	
			和田修二	京都大学助教授	教育と体罰	
第27号	1978年春	大学共通一次入試の検討 体罰と教師の懲戒権	山吉 剛	東京都立大学大学院博士課程	教師の懲戒権・体罰をめぐる判例の動向	
			今橋盛勝	茨城大学助教授	体罰の教育的検討	
			吉川基道	弁護士	同一事件における再度の懲戒は可能か	生徒への懲戒
			東京少年非行研究会		家庭裁判所の二つの顔	
		法律相談室				
		事例で考える子どもの非行				

号	出版年	特集の題名	著者名	当時の肩書き	論題(サブタイトルを除く)	備考
第28号	1978年夏	日本学校安全会法・学校保健法の改正 法律相談室 教育のひらば	永井憲一	立正大学教授	日本学校安全法改正と問題点	
			南元昭雄	弁護士	学校保健法の改正と安全義務	
			永井憲一	立正大学教授	資料 日本学校安全会法・学校保健法の改正	
			尾山 宏	弁護士	入学式・卒業式での「君が代」斉唱の適否	
			金住典子	弁護士・学校事故弁護士団理事	種やかに「安全に	
第29号	1978年秋	事例で考える子どもの非行 特別座談会 Book Reviews & Notes	八代英太	参議院議員	いまの教育に思う	共生共学の主張
			東京少年非行研究会		児童相談所は「かけこみ寺」か	
			沼田稲次郎	東京都立大学総長	人間の尊厳と教育—戦後民主主義と80年代への展望	
			藤岡貞彦	一橋大学教授		
			堀尾輝久	東京大学教授		
第30号	1978年冬	事例で考える子どもの非行 座談会	藤本文朗	滋賀大学助教授	「教育福祉」実践の課題と展望「教育と福祉の理論」	
			新村洋史	東京大学大学院博士課程	少年院の再生は期待できるか	
			東京少年非行研究会			
			坂元弘直	文部省学校給食課長	学校給食を考える—教育か、福祉か、これからの学校給食をどうする	
			橋口和子	日本教職員組合生活局長		
第31号	1979年春	事例で考える子どもの非行 — 養護学校の義務化	池田省三	全日本自治労働組合調査局	国際児童年と子どもの権利をめぐる課題	喜多明人、広沢明、許斐有ほか
			加藤地三	読売新聞論説委員	児童の権利宣言条約化の動向	
			金田茂郎	日本子どもを守る会	現代女子青少年の意識	
			教育法研究会		「逆差別」に関する米連邦最高裁判決	
			池木 清	総理府青少年対策本部参事官補佐	障害児にとって学校とは何か	
青木公治	高知大学講師	養護学校義務化への諸課題と権利保障	養護学校義務化への諸課題と権利保障	養護学校義務化への諸課題と権利保障	養護学校義務化への諸課題と権利保障	
伊藤隆二	神戸大学教授					
西村章次	埼玉大学助教授					
窪島 務	滋賀大学講師					

号	出版年	特集の題名	著者名	当時の肩書き	論題（サブタイトルを除く）	備考
第32号	1979年夏	生徒指導の法律問題	城丸彰夫	千葉大学教授	生活指導の思想と構造	
			牧 征名	静岡大学教授	懲戒・体罰と教育法の論理	
			川上信夫	名寄女子短期大学教授	校内暴力をめぐる教師の立場	
			東京都高等学校教職員教育法研究会	高校の生徒処分をめぐる実態と判例		
			杉山光男	東京都教育委員会指導主事	中学生の問題行動	
			赤羽忠之	日本教育法学会運営委員	学校の生徒指導と関係諸機関	
			津原 豊	広島大学教授	資料 世界の生徒指導関係規程	
			能重真作	東京都足立区公立中学校教員	マスコミ報道への注釈	
			座談会			
			浅川道雄	家庭裁判所調査官		
			垣花篤志	浦和保護観察所保護監察官		
			川崎道子	浦和少年鑑別所技官	学校と専門機関はどう協力できるか 一少年非行の実相と取り組みの課題	
佐野健吾	家庭裁判所調査官					
鈴木正夫	墨田児童相談所児童福祉司					
竹内常一	国学院大学教授					
		法律相談室	兼子 仁	東京都立大学教授	家庭謹慎中の生徒にテストを受けさせないことへの通告	
		学校事故	金住典子	学校事故弁護団幹事	全国連絡会の出版	
第33号	1979年秋	君が代・元号と教育権	松島栄一	早稲田大学講師	"元号・君が代"と教育権	天皇制批判の立場での東大版市・豊岐部小学校の解放教育実践に肯定的に言及。
		Book Reviews & Notes	星野安三郎	東京学芸大学教授	君が代・元号と学校教育	
			細引まさ	東京都立大学	新たな価値意識の創造と学習権思想の役割 【現代日本の教育思想】	
			永井憲一	法政大学教授	子どもの人権と現行法体系—憲法26条の位置づけ	
			土井洋一	大正大学助教授	教育と福祉をめぐる子どもの法的諸問題	
			荒川 勇	東京学芸大学教授	教育法から見た国際児童 障害児教育の課題に指針 【障害児の義務教育】	
第34号	1979年冬	子どもの人権と福祉				
		Book Reviews & Notes				

号	出版年	特集の題名	著者名	当時の肩書き	論題（サブタイトルを除く）	備考
第35号	1980年春	80年代教育法の基本問題	山住正己	東京都立大学助教授	人間にとって何が名誉であるか	
			永井憲一	法政大学教授	教育裁判にみる教育権理論の発展	
			神田修	立正大学教授	教職員と父母でつくる学校の自治	
			室俊司	立教大学教授	生涯学習の権利と社会教育	
			海老原治善	関西大学教授	自治体計画行政と地域教育計画の理念	
			坂本秀夫	東京都立高校教員	在学関係の民主的再構成—生徒懲戒処分を手がかりに	
			渡辺眞次	弁護士	学英法制定の意義と展望	
			高橋清一	弁護士	義務教育段階での家庭謹慎は適法か	
			小幡千代	日本教育法学会員	日本育英会法をめぐる理念と現実—教育をうける権利の保障原理に就いて	
			高浜介二	大阪教育大学教授	学校教育と子どもの暴力	
第36号	1980年夏	校内暴力と法律問題	堀久秀	文部省中学校教育課教科調査官	生徒の暴力に対する指導上の課題	
			山岸秀	東海大学短期大学部講師	校内暴力と刑法	
			浅野直人	福岡大学教授	校内暴力をめぐる損害賠償	
			石川好文	東京都教職員組合江戸川支部書記長	校内暴力に対する教職員のとりくみ	
			江幡玲子	警視庁少年相談室	公立中学校で宿泊をともなう正規学校活動できるか	
			兼子仁	東京都立大学教授	登校謹慎措置の内容に疑義	
			高橋清一	弁護士		
			加藤康昭	茨城大学		
			高橋智	東京学芸大学	学校教育法における障害児教育規定の成立とその意義	
			内藤淳	東京学芸大学		
山本邦子	東京学芸大学					
関谷一期	東京家庭裁判所主任調査官	補導委託における家裁と学校の協力—タケノコの事例から				

号	出版年	特集の題名	著者名	当時の肩書き	論題 (サブタイトルを除く)	備考
第37号	1980年秋	座談会	浅川道雄	東京家庭裁判所調査官	少年非行一現代社会の病理、克服の決め手は何か	
			石川二郎	東京都教職員組合教文部長		
			岩井 寛	聖マリアーナ医科大学精神科助教授		
			斉藤茂男	共同通信社編集委員		
			小倉 亨	茨城大学教授		
			中村敏雄	筑波大学附属高校教員		
			永井憲一	法政大学教授		
			兼子 仁	東京都立大学教授		
			渡辺隆司	東京都立南科短期大学非常勤講師		
			海老原治善	関西大学教授		
Book Reviews & Notes		教育の条件整備研究	御子柴昭治	東京都公立中学校教員	開発への基礎作業の書 『子どものシビルミニマム』	
			関谷一朗	東京家庭裁判所主任調査官	障害児により充実した教育保障を 『障害児と学校』	
			金田茂郎	日本子どもを守る会	相導委託における家裁と学校の協力 タケオの事例から (2) 生きた人権宣言と子どものしあわせ 『児童憲章—日本の子どもの権利宣言』	
第38号	1980年冬	家裁調査官レポート	高島庸泰	東京家庭裁判所調査官	中学校における校内暴力事件を考える—ラジカセ事件から (1)	
			家裁調査官レポート			

号	出版年	特集の題名	著者名	当時の肩書き	論題(サブタイトルを除く)	備考
第39号	1981年春	国際障害者年	三沢 義一	筑波大学教授	国際障害者年と障害児教育の展望	
			北川 隆吉	名古屋大学教授	身体障害者と教育	
			手塚 直樹	上智大学教授	障害者法制の現状と課題	
			伊藤 隆二	神戸大学教授	普通教育における「障害」児教育	
			茂木 俊彦	立正大学助教授	障害児教育とインテグレーション	
			喜田 正美	東京都立養護学校教員	重度障害児の発達保障	
			江口 季好	東京都公立小学校教員	特殊教育十三年	
			山田 一彰	東京都公立中学校教員	障害児服への関い	
			永井 昌夫	東海大学助教授	障害者と大学	
			大橋 謙作	日本社会事業大学助教授	障害者問題と社会教育	
			右田 紀久恵	大阪社会事業短大教授	障害者と地域福祉	
			調 一興	社会福祉法人東京コロニー常務理事	障害者の所得保障	
			野村 敏	日本大学助教授	障害者の生活環境整備	
			今田 拓	宮城県拓杏園園長	障害者と医療のかかわり	
			木谷 直弘	全国ボランティア活動振興センター	障害者と地域ボランティア活動	
			松林 和夫	群馬大学助教授	障害者の人権と教育権・労働権	
			児島 美都子	日本福祉大学教授	障害者の労働権保障	
			鈴木 肇保	社会福祉法人ゆたか福祉会ゆたか希望の家所長	障害者の労働と発達—共同作業所での実践から	
			小島 蓉子	日本女子大学教授	障害者政策の国際動向	
			堀井 衛	大津市民健康センター所長	障害者政策の国際動向	
			安達 和志	東京都立大学大学院博士課程	障害児をめぐる「就学義務」論の再検討	
			丸山 一郎	内閣総理大臣官房審議室国際障害者年担当室	国際障害者年と政府のとりくみ	
			吉本 哲夫	障害者の生活と権利を守る全国連絡会事務局長	国際障害者年に対する国内団体のとりくみ	
			清水 寛	埼玉大学助教授	国際障害者年の基本課題—平和的生存権と発達権的生存権の統一の実現	
			—	—	資料 国際障害者年—完全参加と平等	
		家庭内暴力と学校	稲村 博	筑波大学助教授	現代社会と家庭内暴力	
			岸田 秀	和光大学教授	家庭内暴力の心理	
			高橋 義人	湘南病院神経科医長	精神科医からみた家庭内暴力	
		Book Reviews & Notes	佐々木 享	名古屋大学助教授	子どもの生活の安全と保障の解明 「子どもの安全白書」	
			吉川 基道	弁護士	教護院における生徒の在籍関係	
		法律相談室	高島 晴泰	東京家庭裁判所調査官	中学校における校内暴力事件を考える—ソカセ事件から(2)	

号	出版年	特集の題名	著者名	当時の肩書き	論題 (サブタイトルを除く)	備考
第40号	1981年夏	国の教育政策と学校	長谷川正安	名古屋大学教授	公教育と国家—学校制度を中心として	軍縮平和の教育、人権平等の教育の提案
			海老原治善	関西大学教授	教育政策の現段階	
			浅羽晴二	東京都公立中学校教員	学校からみた国の教育政策	
		家裁調査官レポート	木村謙二	東京家庭裁判所調査官	家庭内暴力を考える—調査官の担当した少年を通して (1)	
		—		社会教育審議会 (答申)	青少年の特性と社会教育	